

かながわシステム

概要マニュアル

対象：事業所、市町村、連合会

かながわシステムの概要や、システムを使用した業務の流れについて説明しています。

改版履歴

版	日付	変更箇所	変更内容
1.0	2023/4/10	1.3 サービス提供から給付費等振込までの業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村単独事業（事業所台帳管理）の ID・パスワード（事業所／証明書）発行のサービス提供月、サービス提供翌月における実施日を修正 ・ 県・市町村単独事業（振込情報作成）の「標準システムから振込、金融機関等、証明書手数料情報の取込」に名称修正 ・ 県・市町村単独事業（振込情報作成）の振込の実施日を修正 ・ 地域生活支援事業（事業所台帳管理）の ID・パスワード（事業所／証明書）発行のサービス提供月、サービス提供翌月における実施日を修正 ・ 地域生活支援事業（請求支払）の利用者負担額計算、利用者負担額確定情報確認、請求支払情報確認の実施日を修正 ・ 地域生活支援事業（振込情報作成）の「標準システムから振込、金融機関等、証明書手数料情報の取込」を名称修正 ・ 地域生活支援事業（振込情報作成）の振込の実施日を修正
		2.1 かながわシステムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム概要図の標準システムに、「証明書手数料情報」を追加
		2.2.1 県・市町村単独事業に関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込情報作成の説明に、標準システムの証明書手数料情報が取り込まれる旨の説明を追加

目次

マニュアルについて	i
マニュアル構成について.....	i
マニュアルの表記について.....	ii
第1章 業務の概要	1-1
1.1 障害福祉サービス提供の流れと役割	1-1
1.2 かながわシステムで取り扱う請求・支払業務について	1-3
1.3 サービス提供から給付費等振込までの業務の流れ.....	1-6
第2章 かながわシステムの概要	2-1
2.1 かながわシステムの概要	2-1
2.2 かながわシステムの各機能	2-3
2.2.1 県・市町村単独事業に関する機能	2-4
2.2.2 地域生活支援事業に関する機能	2-11
お問い合わせ先	

マニュアルについて

このマニュアルは、かながわ自立支援給付費等支払システム（以下、かながわシステム）を利用するためのマニュアルです。

マニュアル構成について

このマニュアルは、かながわシステムを利用する方の対象別（事業所、市町村、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、連合会））に構成されています。

マニュアル名と対象	記載内容
かながわシステム概要マニュアル 対象：事業所、市町村、連合会	かながわシステムの概要や、システムを使用した業務の流れについて説明しています。
かながわシステム環境設定マニュアル 対象：事業所	かながわシステムを使用するために必要な環境設定や、ユーザ ID、パスワード、電子証明書の取得方法について説明しています。
かながわシステム操作マニュアル 対象：事業所	提供したサービスに対する請求業務など、事業所が行う業務に関するシステム操作について説明しています。
請求情報作成ツール操作マニュアル 対象：事業所	事業所が請求情報作成時に使用するツールの操作方法を説明しています。
かながわシステム操作マニュアル 対象：市町村	台帳管理や請求審査など、市町村が行う業務に関するシステム操作について説明しています。
かながわシステム操作マニュアル 対象：連合会	台帳管理や請求情報の受付、請求審査、請求支払、振込情報作成など、連合会が行う業務に関するシステム操作について説明しています。
連合会ツール操作マニュアル 対象：連合会	連合会の各業務で使用するツールの操作方法を説明しています。

マニュアルの表記について

マニュアル中の用語、略称、マークは、それぞれ次の内容を表しています。





■ 用語

用語	説明
障害福祉サービス	「障害者総合支援法に基づくサービス」および「児童福祉法に基づくサービス」の総称。
県・市町村単独事業	障害福祉サービスのうち、神奈川県、および県内各市町村が行う単独加算サービス。
地域生活支援事業	障害福祉サービスのうち、神奈川県、および県内各市町村が地域の实情に応じて行う事業。
障害者総合支援給付審査支払等システム	国民健康保険団体連合会が市町村から委託を受け、介護給付費・訓練等給付費およびサービス利用計画作成費等の支払に関する事務処理を行うためのシステム。
障害者総合支援給付審査支払等システム 障害審査支払等システム	障害者総合支援給付審査支払等システムのうち、市町村から委託された審査支払に関する事務処理の支援などを行う。 ※国民健康保険中央会のシステム。
障害者総合支援給付審査支払等システム 電子請求受付システム	事業所からの請求受付を行うシステム。主に、指定障害福祉サービス（全国サービス）等の請求・支払を行う。 ※国民健康保険中央会のシステム。
かながわ自立支援給付費等支払システム	障害福祉サービスのうち、神奈川県独自のサービスにかかる事務処理を行うためのシステム。 ※神奈川県国民健康保険団体連合会のシステム。
受給者	障害福祉サービスを利用する、障害者および障害児。

■ 略称

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
連合会	神奈川県国民健康保険団体連合会
かながわシステム	かながわ自立支援給付費等支払システム
審査支払等システム	障害者総合支援給付審査支払等システム 障害審査支払等システム
電子請求受付システム	障害者総合支援給付審査支払等システム 電子請求受付システム
標準システム	審査支払等システムおよび電子請求受付システム等の総称
県単・市単	県・市町村単独事業
地活	地域生活支援事業
本書	かながわシステム概要マニュアル
システム操作マニュアル	かながわシステム操作マニュアル

■ マークと記号

表記	内容
	システムの操作時、必ず行うことや行ってはいけないことなどの重要事項を表します。
	操作を進めるうえで知っておいてほしい業務上の留意点や前提知識を表します。
	補足的な説明事項を表します。
	参照先を表します。
[]	ボタン名、エリア名など、画面内の各部名称を表します。

■ 登録商標について

本書に記載されている会社名、製品・サービス名は、各社の商標または登録商標です。
なお、本文中では™、®マークは基本的に明記していません。

本書は、神奈川県国民健康保険団体連合会の許可なく複製、改変を行うことはできません。
本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。
また、かながわ自立支援給付費等支払システムにより生じたいかなる損害についても、神奈川県国民健康保険団体連合会では責任を負いかねますので、あらかじめご了解のうえシステムをご使用ください。

本書に掲載されている画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

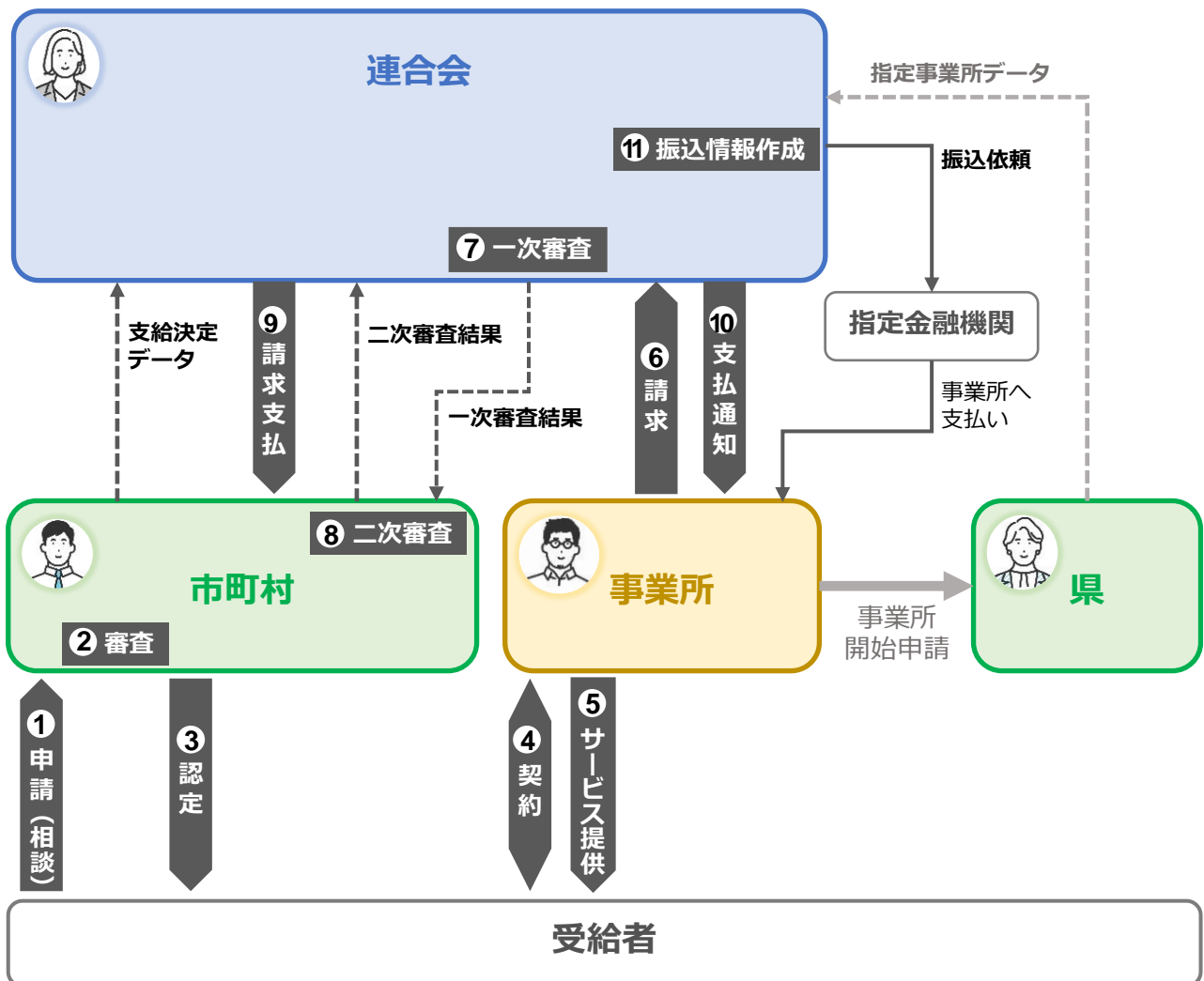
第1章 業務の概要

1.1 障害福祉サービス提供の流れと役割

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした「障害者総合支援法」を基本理念とし、様々な障害福祉サービスが展開されています。障害者自らがサービスを選択でき、事業所との契約を結ぶことによってサービスを受ける制度となっています。

神奈川県でも、県・市町村単独事業と地域生活支援事業として様々な障害福祉サービスを展開しています。なお、提供されるサービスは県内の市町村により異なります。

障害福祉サービス提供の流れや各関係者の役割を以下に示します。



■ サービス利用申請～認定

- ① 市町村は、受給者（障害者、または障害児の保護者）からのサービス利用申請（相談）を受けます。
- ② 市町村は、申請されたサービス利用について支給の審査を行います。
- ③ 市町村は、受給者にサービス支給の認定を行います。また、連合会に支給決定データを送信します。

■ サービス提供

- ④ 事業所は、市町村によって支給認定された受給者と契約を結びます。
- ⑤ 事業所は、受給者に各種サービスの提供を行います。



障害福祉サービスを提供する事業所は、事業開始届を県または市町村に提出し、基準を満たす旨の指定を受けたうえでサービスを提供します。

給付費等の算定に必要な事業所の体制等についても県または市町村に届け出ます。体制等に変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出を行います。

■ サービス費用請求～請求審査

- ⑥ 事業所は、連合会を介してサービスにかかる費用を市町村に請求します。
- ⑦ 連合会は、事業所からの請求情報等について受付と一次審査を行い、一次審査結果を市町村に送信します。
- ⑧ 市町村は、連合会から受信した一次審査結果を基に受給者の給付費の判定・審査（二次審査）を行い、二次審査結果を連合会に送信します。

■ 支払額確定～給付費等支払

- ⑨ 連合会は、市町村から二次審査結果（二次審査結果情報）を受信し、市町村に対し事業所への支払額の請求を行います。
- ⑩ 連合会は、支払額を事業所に通知します。
- ⑪ 連合会は、県・市町村から受領した支払額を、指定金融機関を通じて事業所に支払います。

1.2 かながわシステムで取り扱う請求・支払業務について

障害介護給付費など障害福祉サービスの提供に伴う費用（給付費等）の請求・支払業務には、以下の2つがあります。

- 指定障害福祉サービス（全国サービス）等の請求・支払業務
- 県・市町村単独事業および地域生活支援事業の請求・支払業務

全国サービス等の請求・支払業務には、標準システム（障害者総合支援給付審査支払等システム）を利用します。

以下の業務は、かながわシステム（かながわ自立支援給付費等支払システム）で行います。

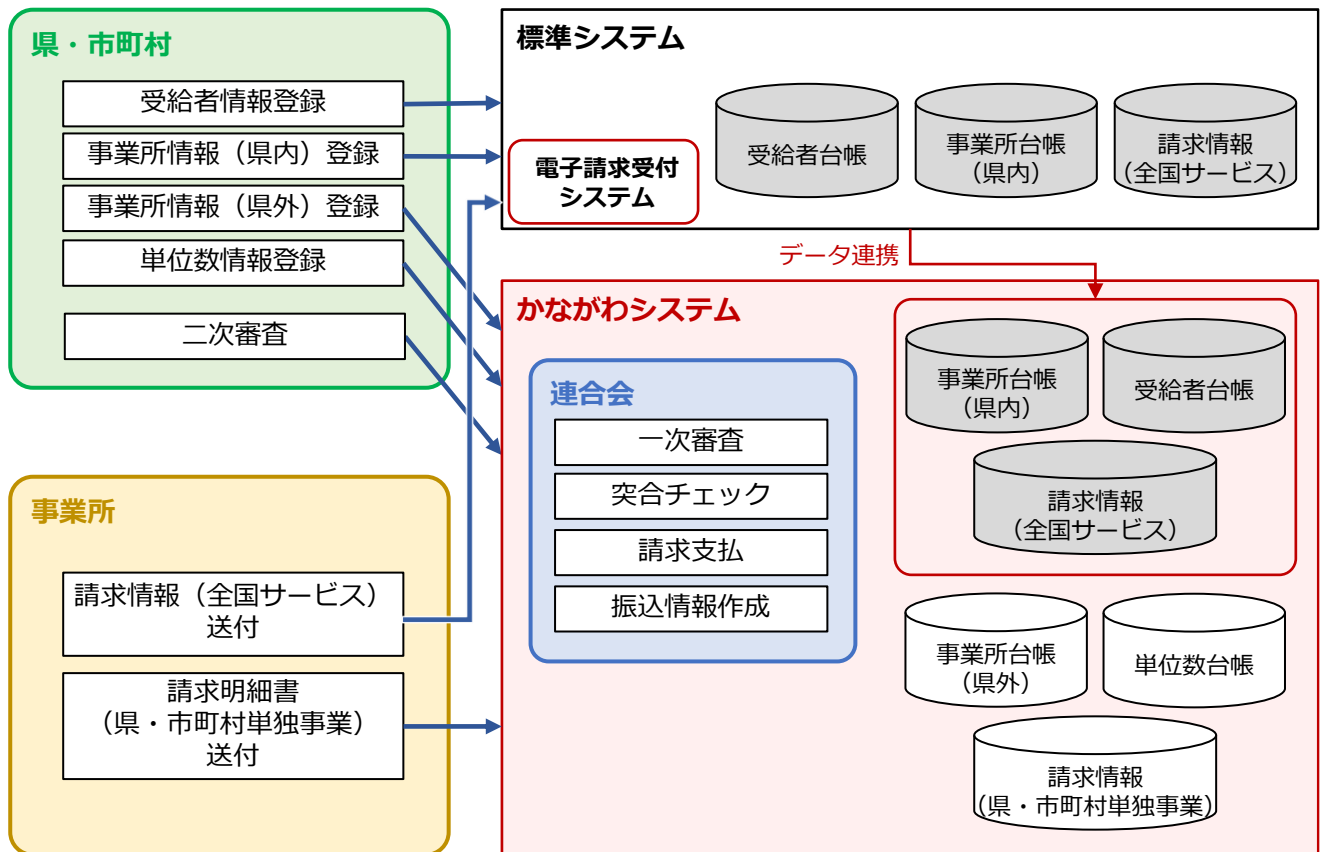
- 県・市町村単独事業の請求書受付業務から請求・支払業務
- 地域生活支援事業のサービス提供実績記録票受付業務、および請求・支払業務

県・市町村単独事業、地域生活支援事業の請求・支払業務で扱う情報は、事業によって異なります。

また、情報によって、標準システムに登録する場合とかながわシステムに登録する場合があります。

システムで請求・支払処理が行われる際は、必要な情報が標準システムとかながわシステムの間でデータ連携されます。

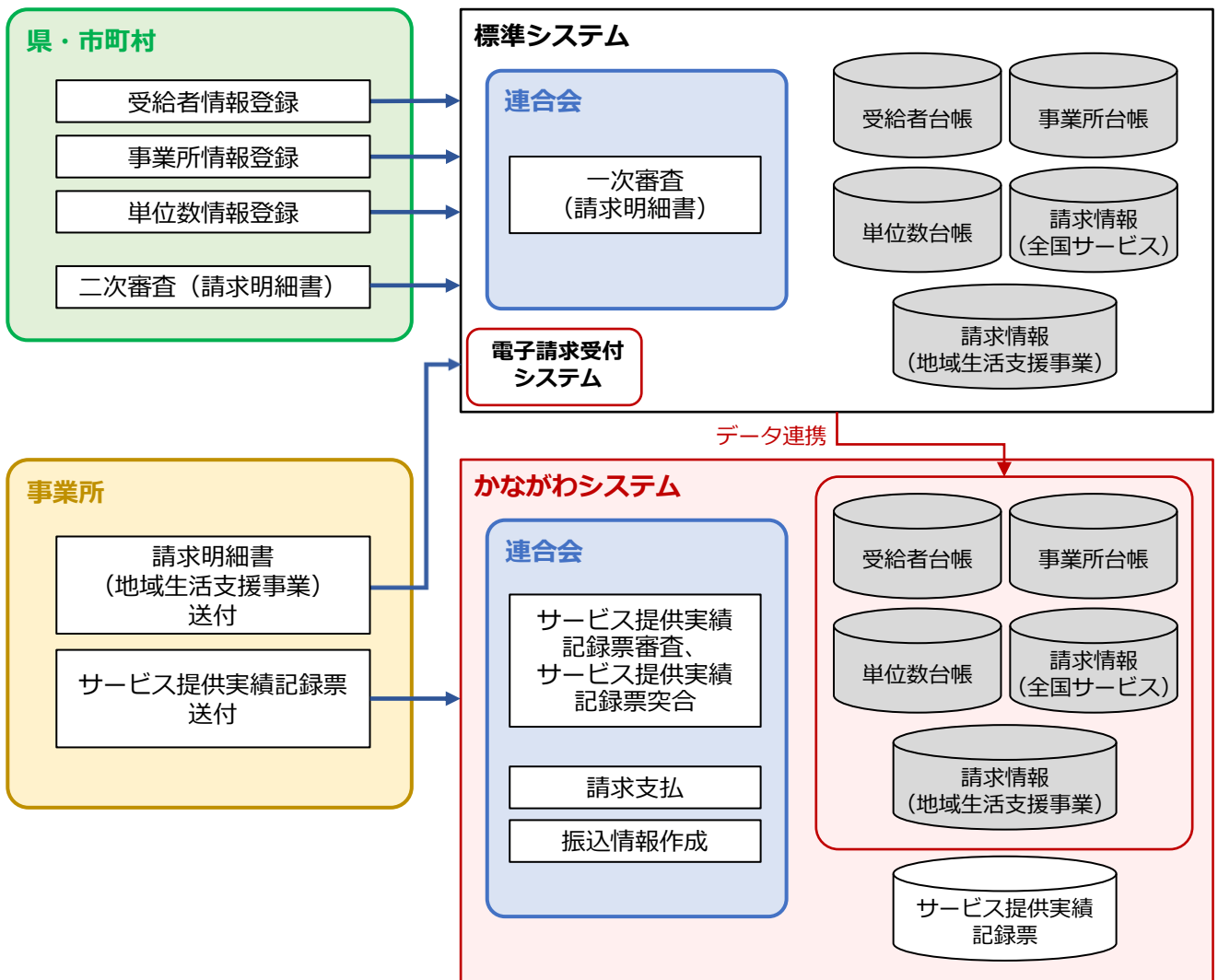
● 県・市町村単独事業



💡 ポイント

- 受給者情報管理
 県・市町村単独事業の請求支払処理では、全国サービス分の受給者台帳を利用します。
 県・市町村は、標準システムへ受給者情報の登録を行います。
- 事業所情報管理
 県・市町村単独事業の請求支払処理では、県内事業所は全国サービス分の事業所台帳、県外事業所は県・市町村単独事業分の事業所台帳を利用します。
 県は、県内事業所の情報を標準システムへ登録を行います。県外事業所の情報は、標準システムへの登録ができないため、県・市町村がかながわシステムの県・市町村単独事業分の事業所台帳へ登録を行います。
- 単位数情報管理
 県・市町村単独事業の請求支払処理では、県・市町村単独事業分の単位数台帳を利用します。
 県・市町村は、かながわシステムへ単位数情報の登録を行います。
- 事業所からの請求受付
 全国サービスの請求受付は電子請求受付システム、県・市町村単独事業の請求受付はかながわシステムで行います。
- 突合チェック
 請求情報について、全国サービス分と県・市町村単独事業分との整合性がとれているかを確認します。

● 地域生活支援事業



ポイント

- 受給者情報、事業所情報、単位数情報管理
地域生活支援事業の請求支払処理では、地域生活支援事業分の受給者台帳、事業所台帳、単位数台帳を利用します。
県・市町村は、標準システムへ受給者情報、事業所情報、単位数情報の登録を行います。
- 事業所からの請求受付
地域生活支援事業の請求受付は、サービス提供実績記録票はかながわシステムで、請求明細書は電子請求受付システムで行います。
- サービス提供実績記録票突合
標準システムで審査された請求明細書と、かながわシステムで審査されたサービス提供実績記録票を突き合わせて、整合性がとれているかを確認します。
- 請求支払
地域生活支援事業の請求支払処理では、利用者負担額計算と請求支払が行われます。
地域生活支援事業の請求明細書は電子請求受付システムで受け付けますが、請求支払処理はかながわシステムで行われ、請求支払帳票もかながわシステムから出力されます。出力された帳票に全国サービス分は含まれません。

1.3 サービス提供から給付費等振込までの業務の流れ

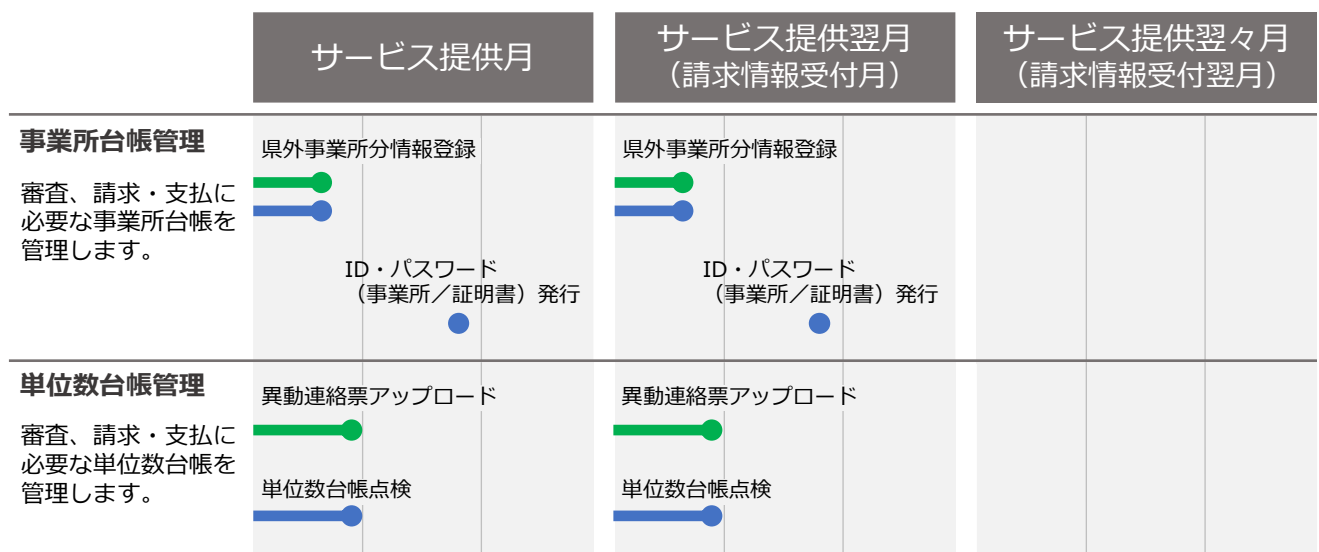
県・市町村単独事業と地域生活支援事業のサービス提供から給付費等振込までの、かながわシステムでの業務の流れについて説明します。

事業所台帳管理業務、単位数台帳管理業務を実施し、その後これらの台帳情報を使って、請求情報受付、サービス提供実績記録票受付、請求審査、および請求支払を行います。

サービス提供から給付費等振込までの約3か月間、県・市町村単独事業と地域生活支援事業それぞれの業務の流れは以下のようになります。

■ 県・市町村単独事業

事業所：  市町村：  連合会： 

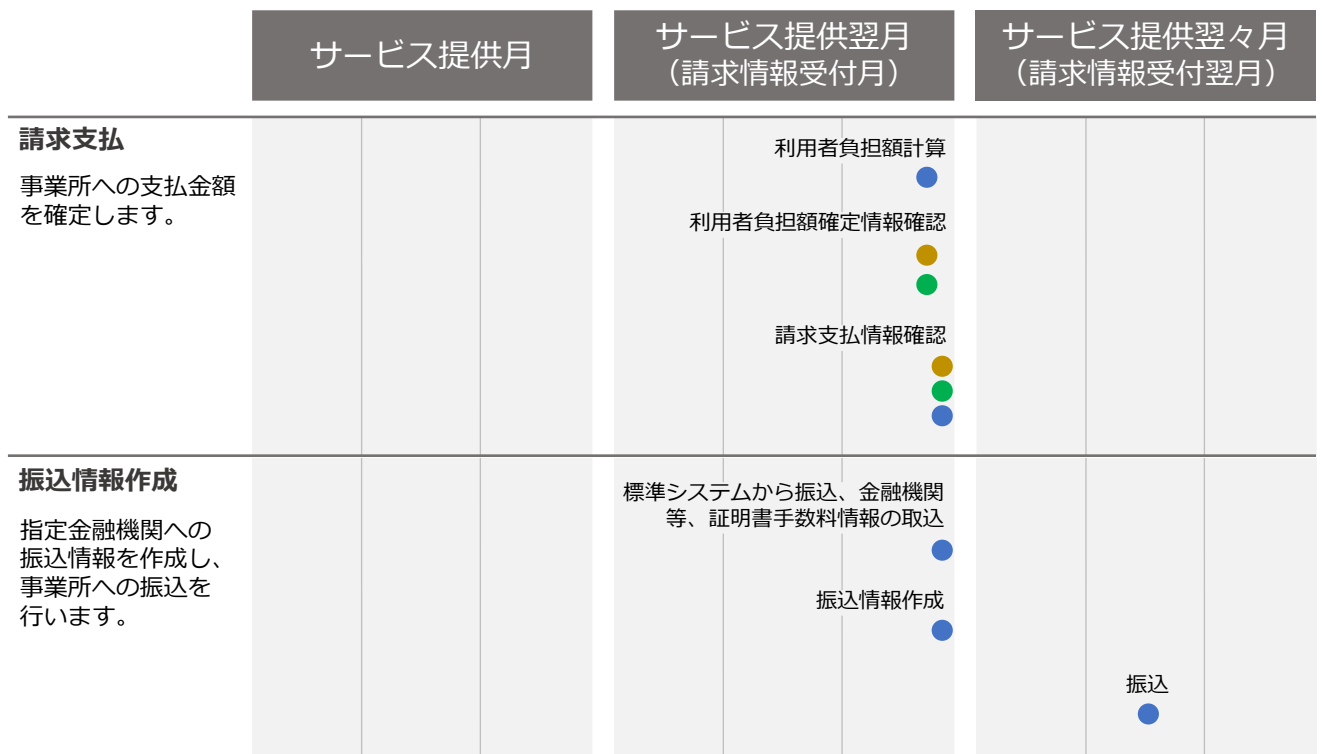




■ 地域生活支援事業

事業所：  市町村：  連合会： 

	サービス提供月	サービス提供翌月 (請求情報受付月)	サービス提供翌々月 (請求情報受付翌月)
<p>事業所台帳管理</p> <p>審査、請求・支払に必要な事業所台帳を管理します。</p>	ID・パスワード (事業所/証明書) 発行 ●	ID・パスワード (事業所/証明書) 発行 ●	
<p>単位数台帳管理</p> <p>審査、請求・支払に必要な単位数台帳を管理します。</p>		標準システムの 単位数台帳情報取込 ●●●	
<p>サービス提供実績記録票受付</p> <p>事業所からのサービス提供実績記録票を受け付け、仮審査を行います。</p>		サービス提供実績記録票 作成・アップロード  サービス提供実績記録票 仮審査 ●● サービス提供実績記録票 仮審査結果確認  	
<p>請求情報受付</p> <p>事業所が請求明細書を電子請求受付システムにアップロードします。</p>		請求明細書 作成・アップロード 	
<p>請求審査</p> <p>サービス提供実績記録票の審査を行います。その後、標準システムの請求明細書と突き合わせてチェックします。</p>		審査状況確認  サービス提供実績記録票審査 ● サービス提供実績記録票突合 ● 請求審査情報確認  	



第2章 かながわシステムの概要

2.1 かながわシステムの概要

かながわシステムとは「かながわ自立支援給付費等支払システム」のことです。かながわシステムは、県・市町村単独事業の請求・支払業務と、地域生活支援事業のサービス提供実績記録票受付業務および請求・支払業務に利用します。

かながわシステムは、標準システムと連携しています。審査や請求・支払に必要な情報（データ）は、かながわシステム・標準システム間で連携されます。

目 補足

地域生活支援事業の請求・支払業務のうち、地域生活支援事業の請求明細書情報は、電子請求受付システムで受け付けます。

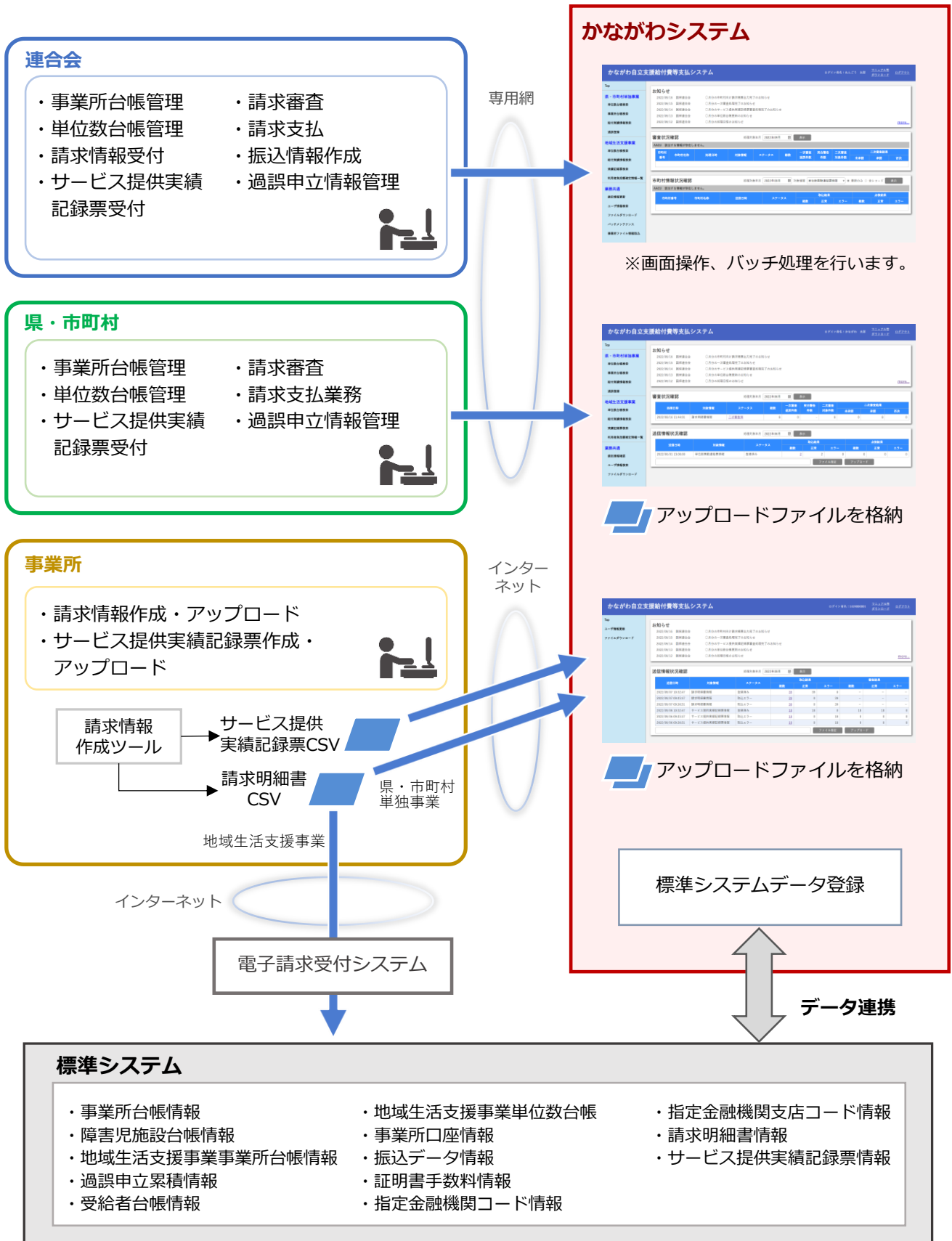
かながわシステムには、事業所はインターネット、県・市町村と連合会は専用網を通じてアクセスします。各担当者（ユーザ）に割り当てられたIDとパスワードを使用してシステムにログインすると、ポータル画面が表示されます。ポータル画面は関係者（事業所、県・市町村、連合会）ごとに異なり、それぞれに必要な機能が使用できるようになっています。

その他、以下のツールがあります。

- 請求情報作成ツール（事業所）
事業所が請求情報（請求明細書、サービス提供実績記録票）を作成するためのツールです。
- 連合会ツール（連合会）
連合会が使用するツールです。

! 注意

毎月設けられているシステムメンテナンス日には、システムを終日使用できません。



2.2 かながわシステムの各機能

かながわシステムにログインすると、ポータル画面が表示されます。ポータル画面から各機能を使用します。ここでは、県・市町村単独事業、地域生活支援事業それぞれの機能について、概要を説明します。機能の詳細は『かながわシステム操作マニュアル』を参照してください。

2.2.1 県・市町村単独事業に関する機能

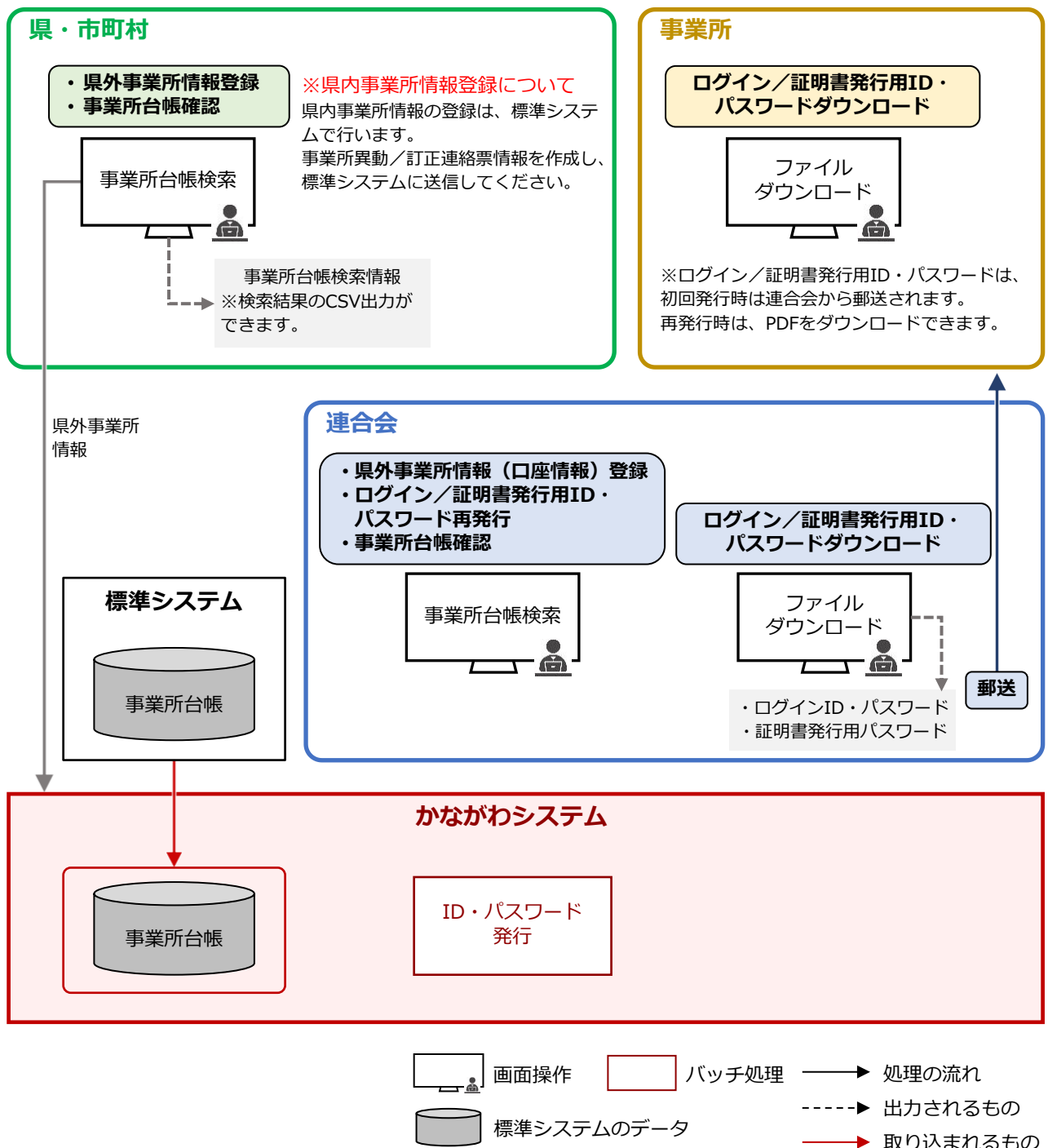
■ 事業所台帳管理

審査、請求・支払に必要な事業所台帳を管理します。

県外事業所について、県・市町村が事業所情報を、連合会が事業所の口座情報を登録します。県内事業所について、標準システムの事業所台帳情報をかながわシステムに取り込みます。

県・市町村と連合会は、事業所台帳を随時検索・確認できます。

また、連合会は、事業所のログインID・パスワードと証明書発行用のID・パスワードを発行します。初回の発行はバッチ処理によって、再発行はかながわシステムの画面から行います。

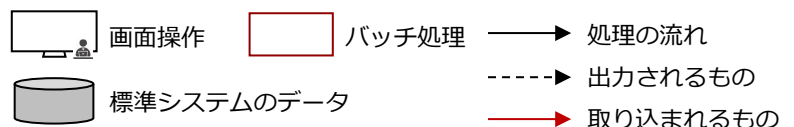
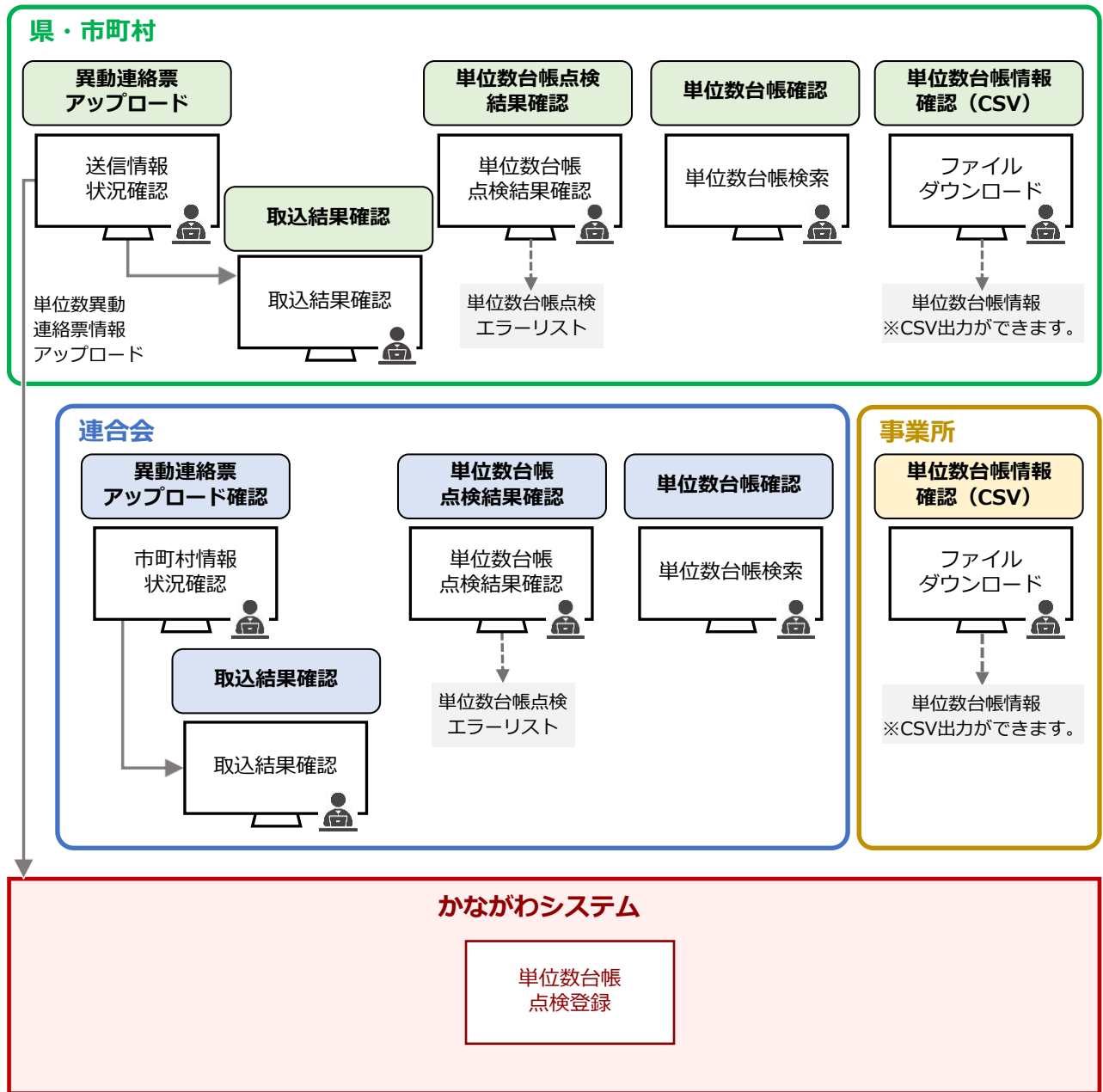


■ 単位数台帳管理

審査、請求・支払に必要な単位数台帳を管理します。

県・市町村は単位数異動連絡票情報をアップロードします。バッチ処理によって単位数台帳の点検が行われ、県・市町村が点検結果を確認します。

連合会と県・市町村は、単位数台帳を随時検索・確認できます。また、事業所と県・市町村は、単位数台帳をCSV出力して確認できます。

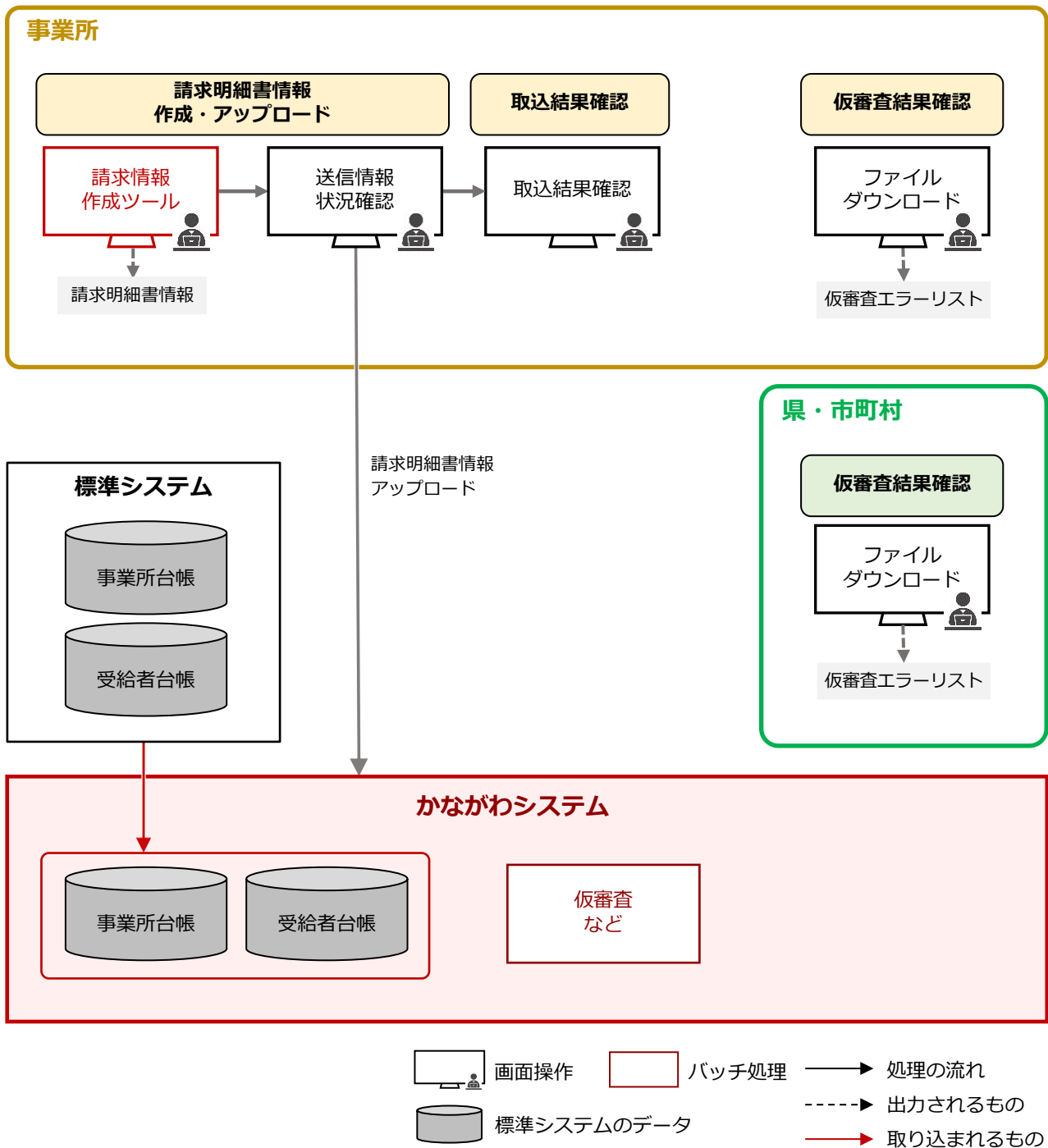


■ 請求情報受付

事業所からの請求情報を受け付け、仮審査を行います。

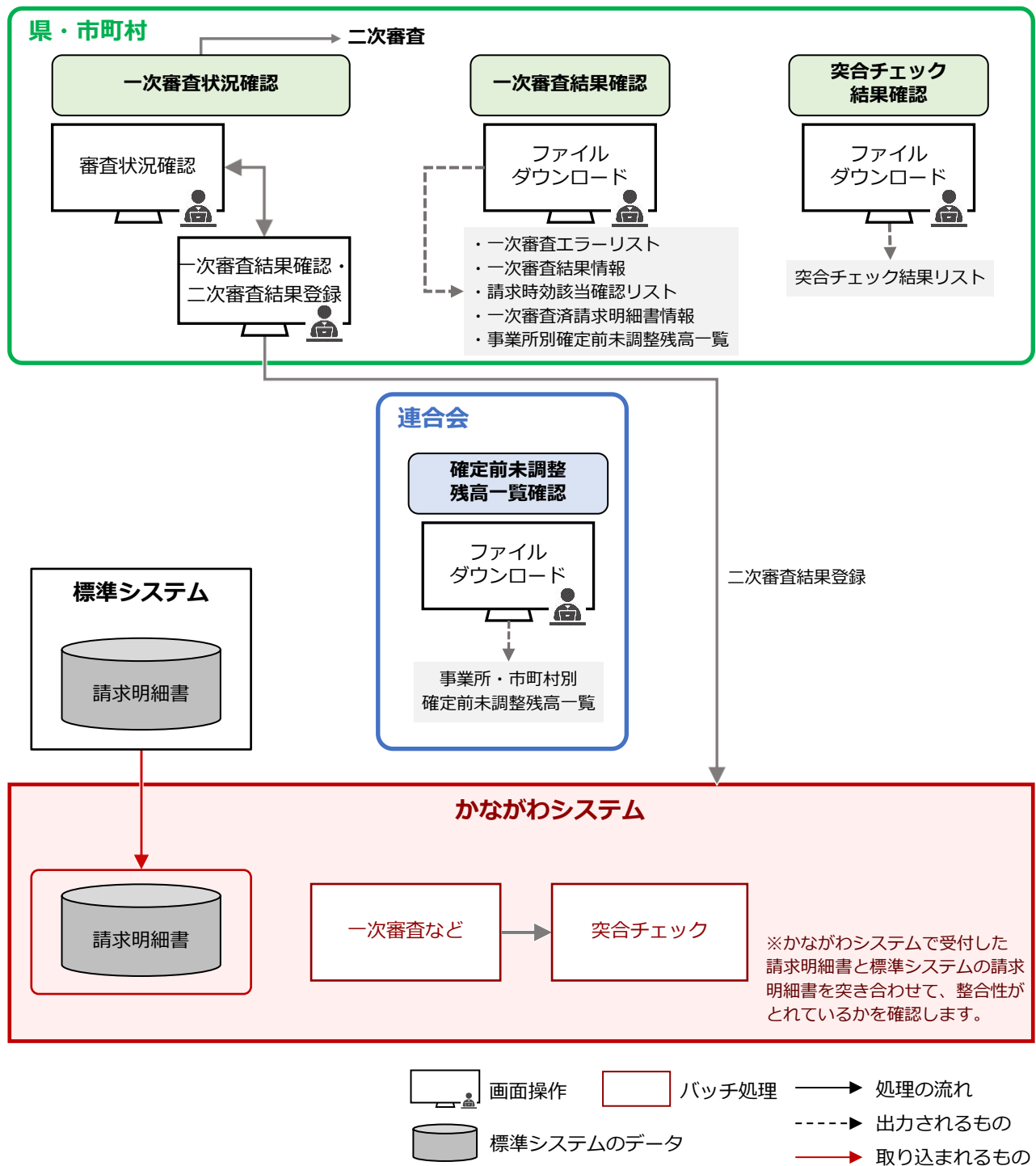
事業所は請求情報作成ツールで請求明細書情報（CSV）を作成し、かながわシステムにアップロードします。バッチ処理によって、標準システムの事業所台帳と受給者台帳をかながわシステムに取り込みます。続いて、請求明細書情報の仮審査が行われます。

仮審査結果のエラーリストは、事業所および県・市町村が確認します。



■ 請求審査

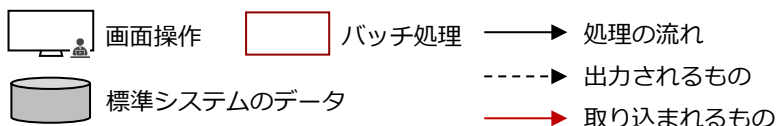
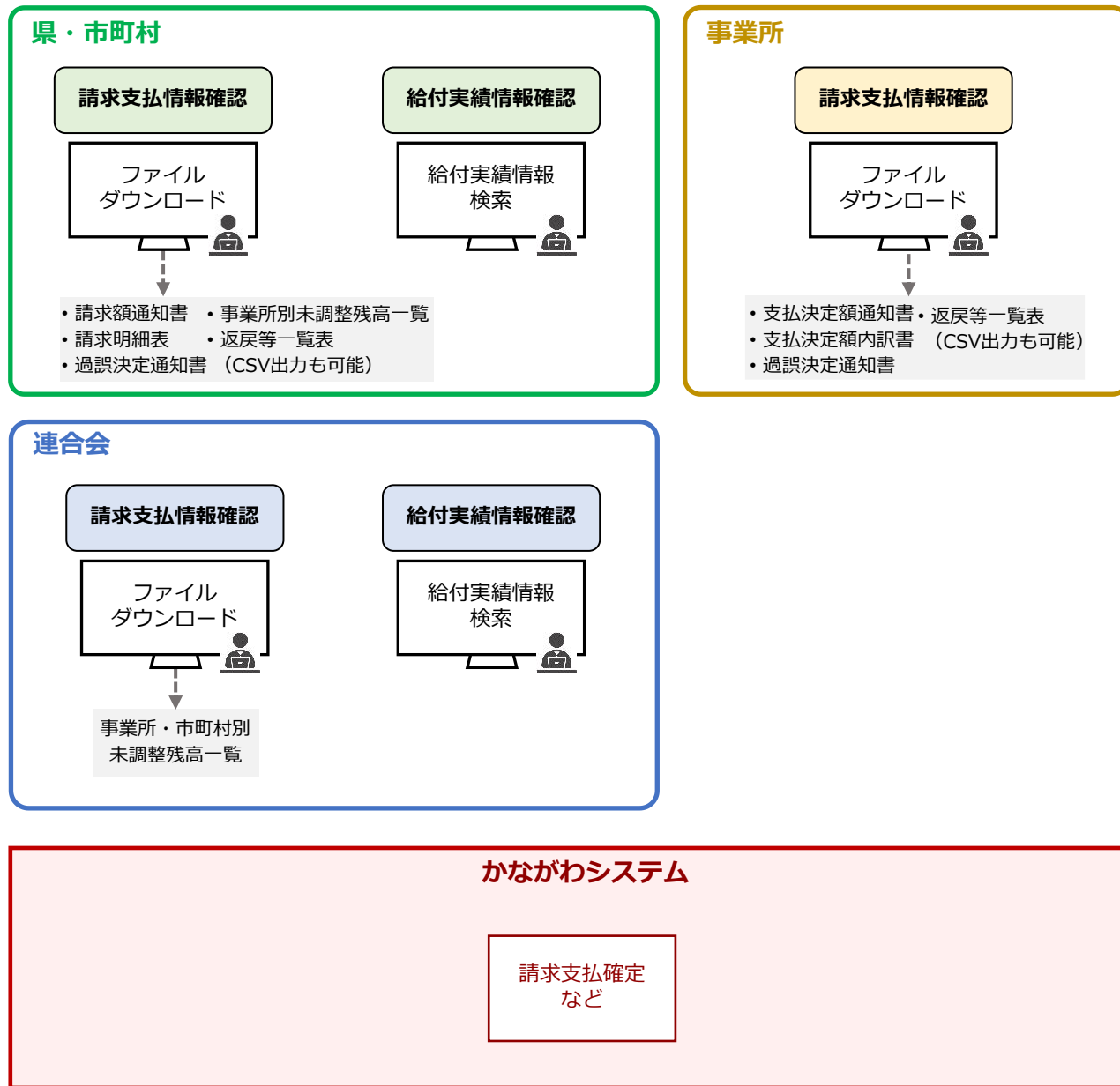
請求情報の審査を行います。連合会が行う一次審査と県・市町村が行う二次審査があります。バッチ処理によって請求明細書情報の一次審査が行われ、請求リストと確定前未調整残高一覧が作成されます。その後、標準システムの請求明細書情報取り込みと突合チェックが行われます。県・市町村は一次審査状況を確認できます。また、一次審査結果を確認し、二次審査を行います。二次審査結果は、県・市町村がかながわシステムから登録します。



■ 請求支払

事業所への支払金額を確定します。

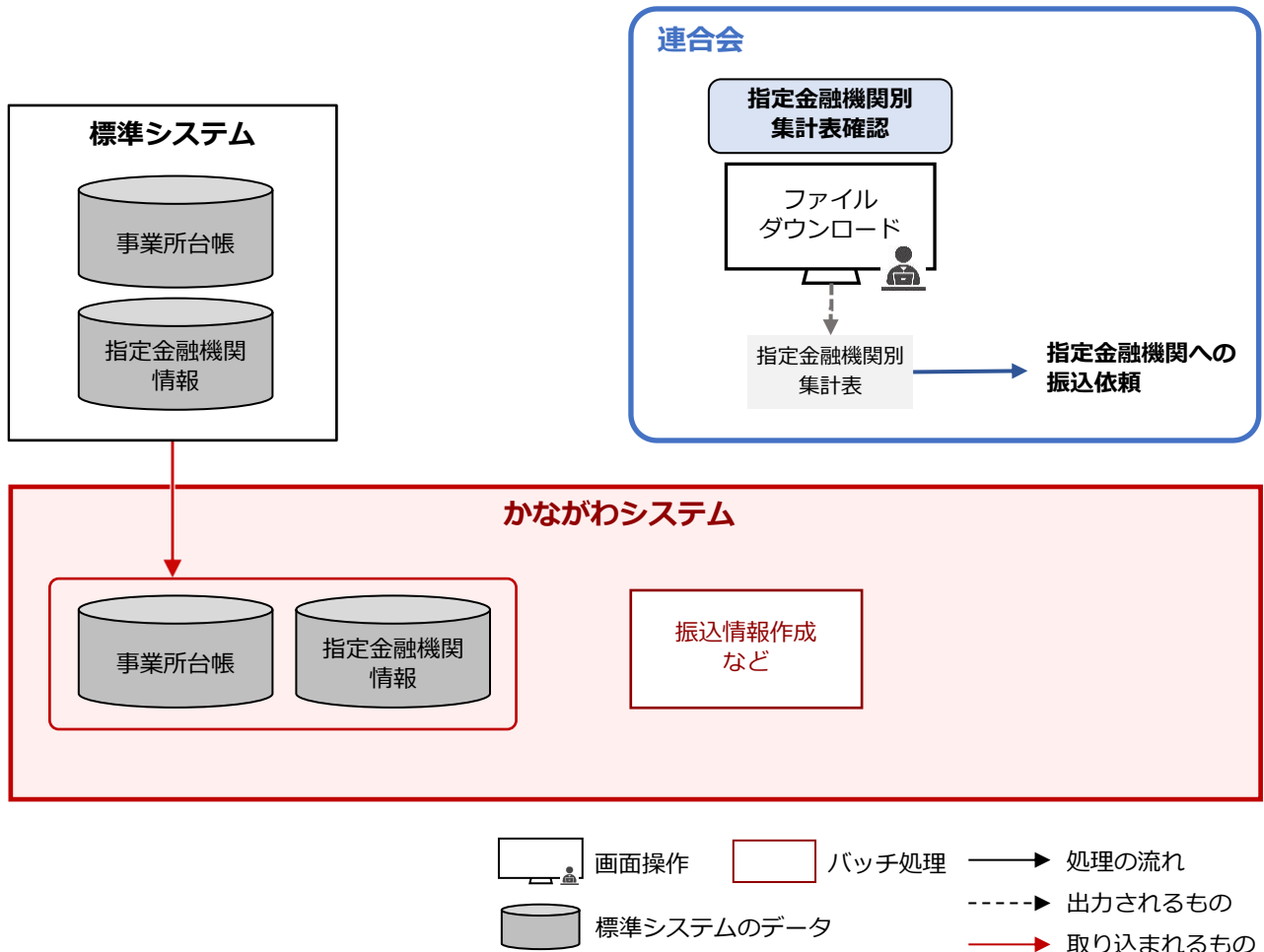
バッチ処理によって請求支払確定が行われます。事業所は支払情報を、県・市町村と連合会は給付実績情報を、随時確認できます。



振込情報作成

指定金融機関への振込情報を作成します。振込情報作成は、県・市町村単独事業分と地域生活支援事業分を併せて行います。

バッチ処理によって、標準システムの振込データ情報、指定金融機関等情報、証明書手数料情報が取り込まれます。その後、振込情報と指定金融機関別集計表が作成され、請求情報受付翌月の15日に、すでに届出をしている指定金融機関へ振込が行われます。



2.2.2 地域生活支援事業に関する機能

■ 事業所台帳管理

審査、請求・支払に必要な事業所台帳を管理します。

県内事業所の事業所台帳管理は、標準システムの事業所台帳をかながわシステムに取り込んで、処理が行われます。

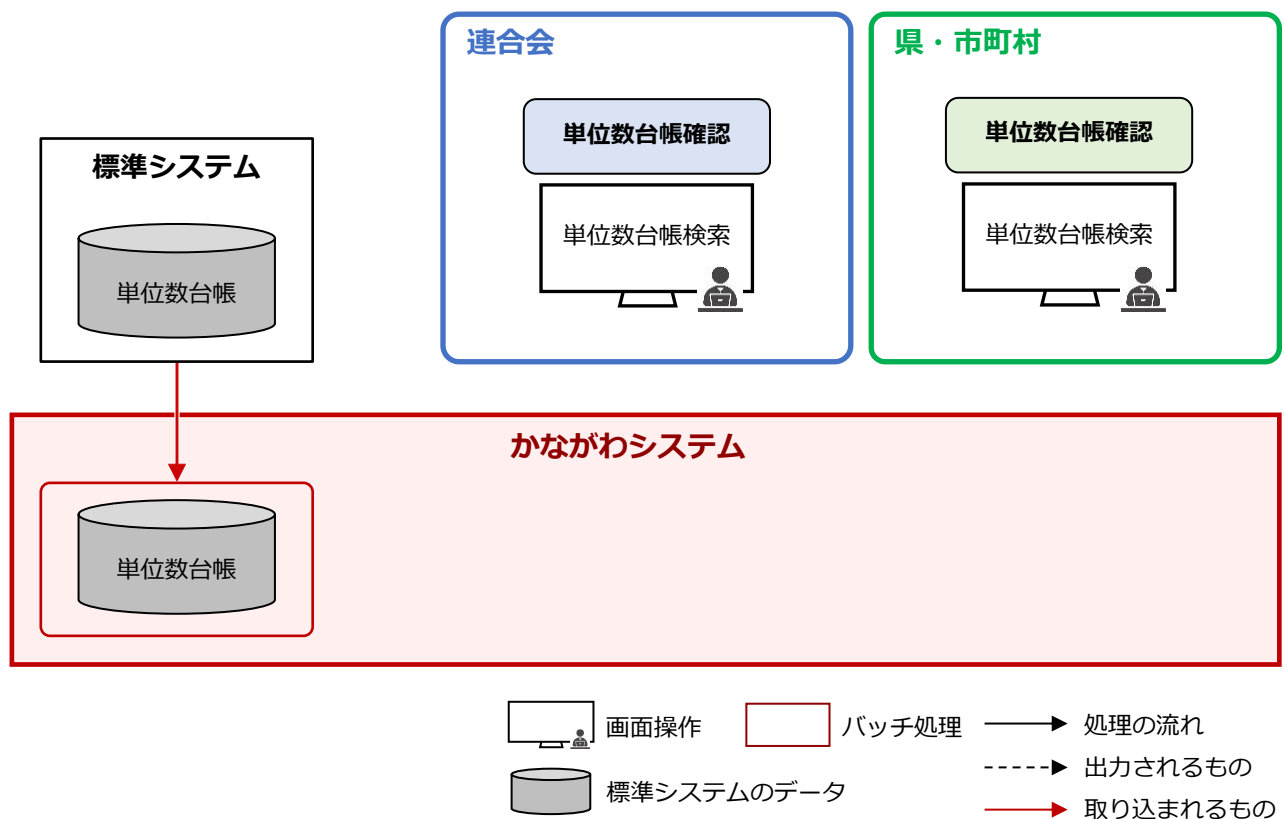
取り込まれた事業所台帳の内容は、事業所台帳検索から確認できます。「2.2.1 県・市町村単独事業に関する機能」の「■事業所台帳管理」を参照してください。

■ 単位数台帳管理

審査、請求・支払に必要な単位数台帳を管理します。

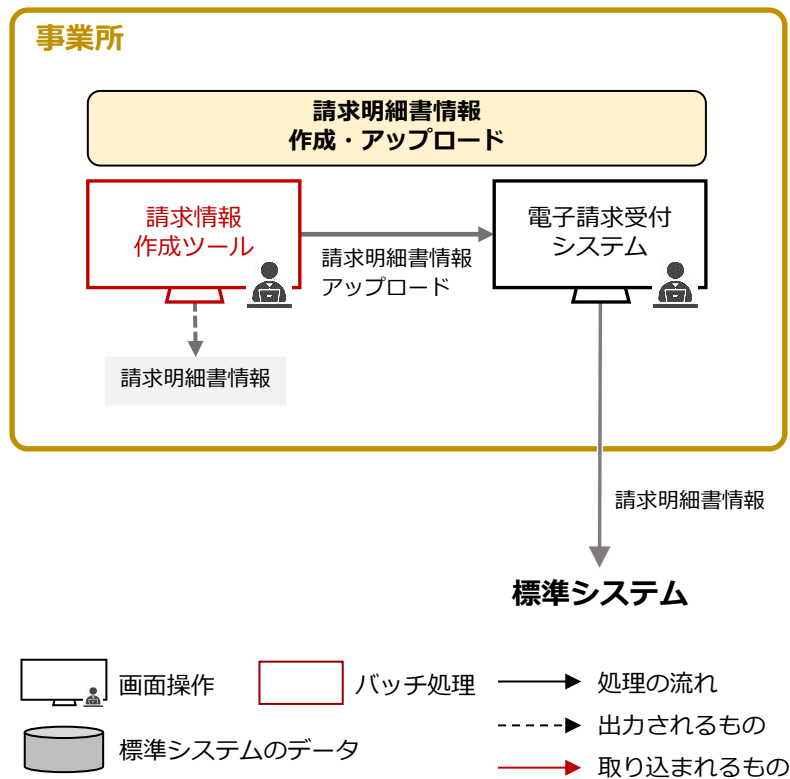
連合会はバッチ処理によって、標準システムの単位数台帳をかながわシステムに取り込みます。

県・市町村と連合会は、単位数台帳を随時検索・確認できます。



■ 請求情報受付

事業所は、請求情報作成ツールで請求明細書情報（CSV）を作成し、電子請求受付システムにアップロードします。



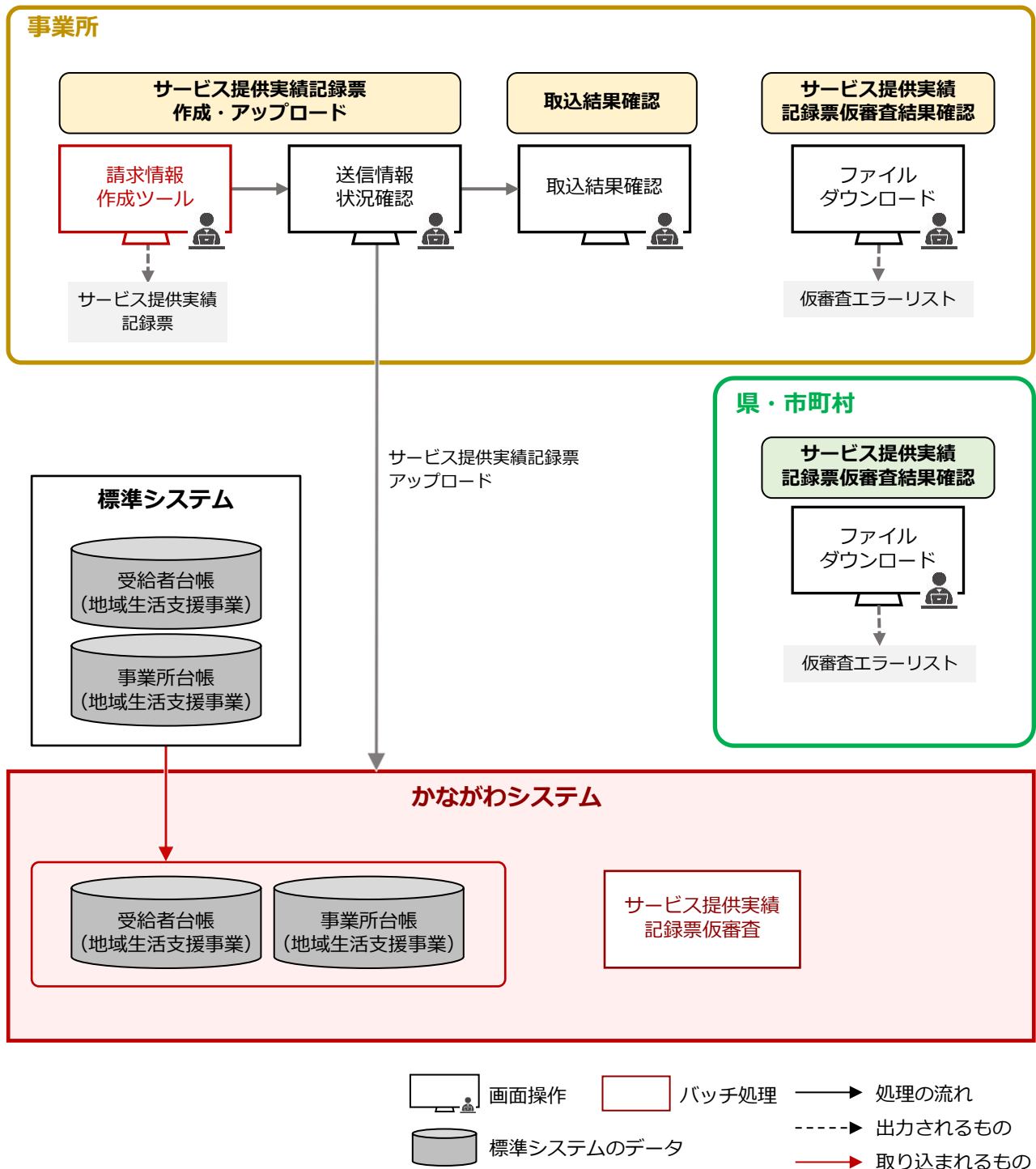
■ サービス提供実績記録票受付

事業所からのサービス提供実績記録票を受け付け、仮審査を行います。

事業所は、請求情報作成ツールでサービス提供実績記録票（CSV）を作成し、かながわシステムにアップロードします。

バッチ処理によって、標準システムの事業所台帳と受給者台帳をかながわシステムに取り込みます。続いて、サービス提供実績記録票の仮審査が行われます。

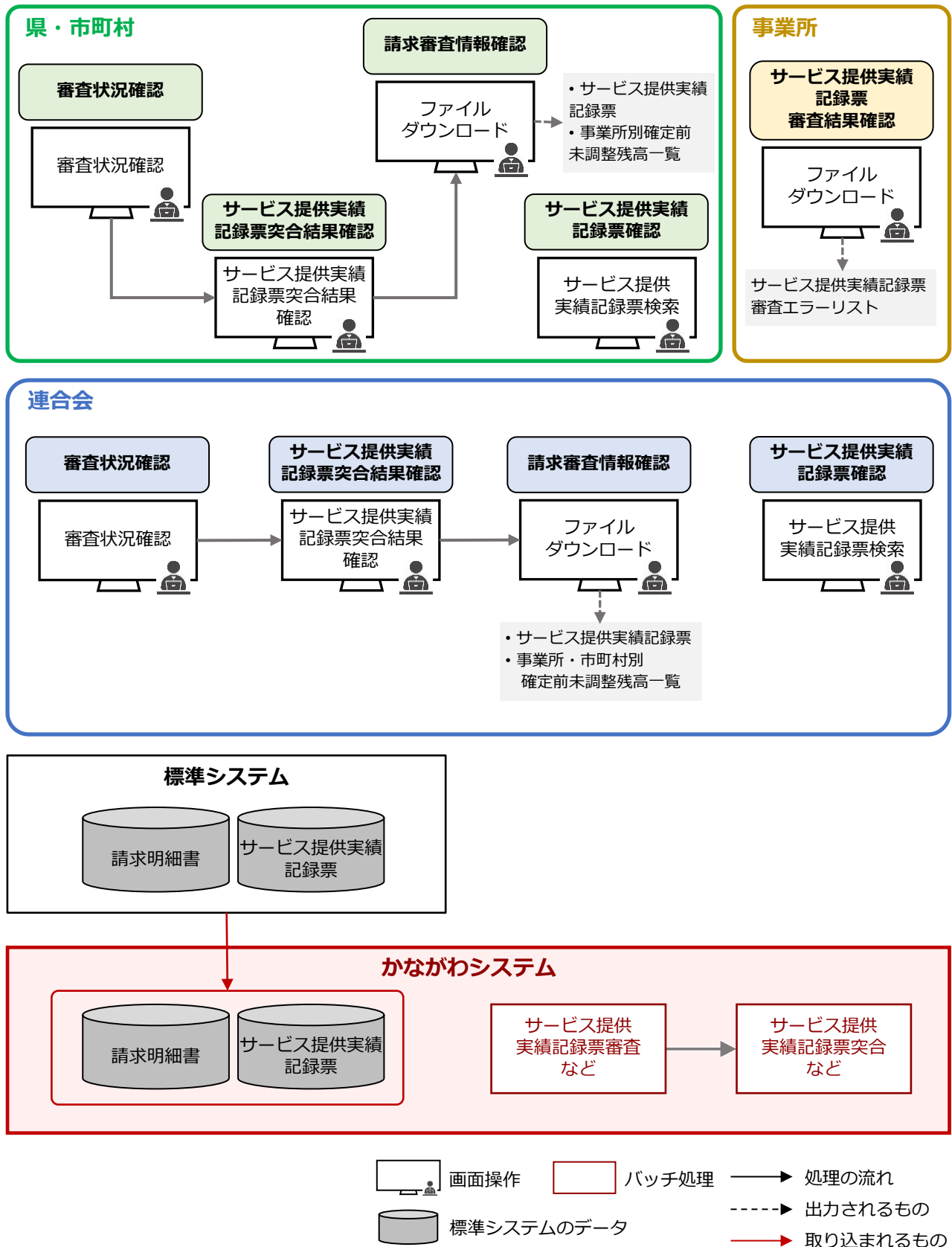
仮審査結果のエラーリストは、事業所と県・市町村が確認します。



■ 請求審査

請求情報の審査を行います。

地域生活支援事業の審査は、請求明細書情報は標準システム、サービス提供実績記録票はかながわシステムでそれぞれ行います。その後、かながわシステムで請求明細書情報とサービス提供実績記録票とを突き合わせて、審査を行います。



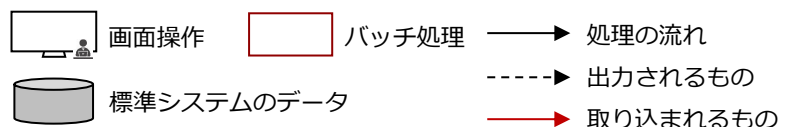
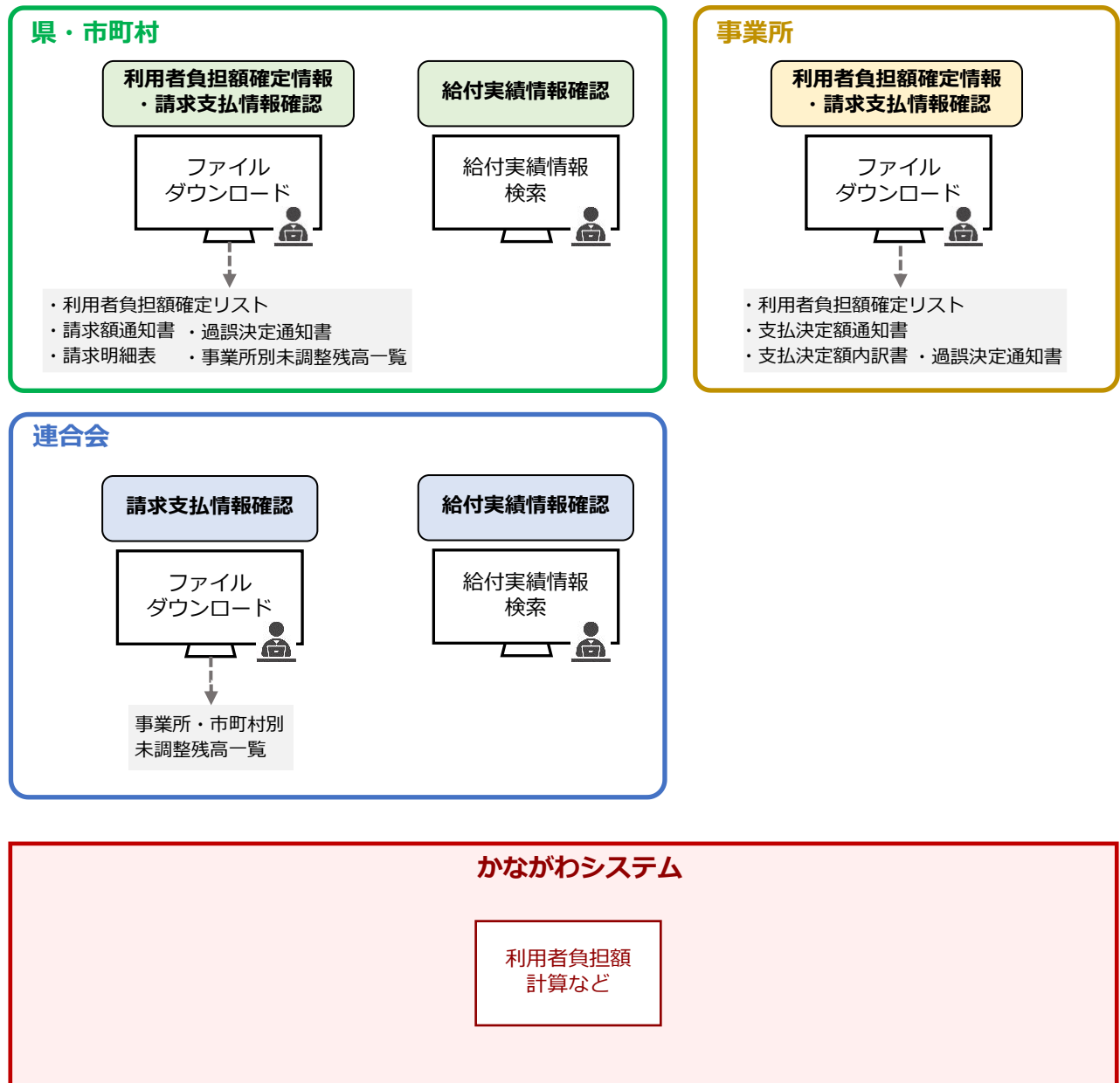
■ 請求支払

事業所への支払金額を確定します。

バッチ処理によって、利用者負担額計算が行われます。事業所と県・市町村は、利用者負担額確定リストを確認できます。

その後バッチ処理によって、市町村別請求情報、未調整残高一覧、および事業所別支払情報が作成されます。これらに関する請求支払帳票は、県・市町村と連合会が確認できます。

事業所は支払情報を、県・市町村と連合会は給付実績情報を、随時検索・確認できます。



■ 振込情報作成

指定金融機関への振込情報を作成します。

振込情報作成は、県・市町村単独事業分と地域生活支援事業分を併せて行います。「2.2.1 県・市町村単独事業に関する機能」の「■振込情報作成」を参照してください。

お問い合わせ先

本書について不明点がございましたら、以下のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係

電話番号：045-329-3416

お問い合わせ対応時間：8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

- お問い合わせ時に必要な情報
ご利用の環境で起こっている事象をより正確に把握するために、次の情報をお知らせください。
 - ① 事業所名称・事業所番号
 - ② お問い合わせご担当者名
 - ③ ご連絡先